

不利益処分

処分名	一般廃棄物処理業の許可の取消し
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項
所管課	環境対策課

1 処分の内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項の許可の取消し

2 処分の要件

許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項各号及び同条第2項の規定のいずれかに該当するとき。

(別資料参考)

(別資料)

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

第七条の四（許可の取消し）

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第七条第五項第四号ハ若しくはニ（第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに該当するに至ったとき。

二 第七条第五項第四号リからルまで（同号ハ若しくはニ（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第七条第五項第四号リからルまで（同号ほに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

四 第七条第五項第四号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。

五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

六 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項の許可（同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。）又は第七条の二第一項の変更の許可を受けたとき。

2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第

二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。